

# 第1回東京都北区資源循環推進審議会

令和4年5月12日

第二委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 諮問【資料1】
- 3 委員の紹介【資料2】
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 審議会の運営について
  - ・ご発言・議事録の取り扱いについて【資料4】
  - ・今後の進め方について【資料5】
- 6 北区のリサイクル清掃事業について【資料6】
- 7 その他

〈配付資料〉

- ・ 第1回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第（本紙）
- ・ 資料1 諮問文（写）
- ・ 資料2 東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿
- ・ 資料3 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）
- ・ 資料4 東京都北区資源循環推進審議会  
ご発言・議事録の取り扱いについて（案）
- ・ 資料5 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）
- ・ 資料6 北区のリサイクル清掃事業について

〈冊子等参考資料〉 ※当日机上配付

- ・ 北区一般廃棄物処理基本計画2020
- ・ 北区一般廃棄物処理基本計画2020概要版【上記資料と併せ事前送付】
- ・ 今後のリサイクル清掃事業のあり方について 答申
- ・ 北区災害廃棄物処理計画
- ・ 北区災害廃棄物処理計画概要版
- ・ 北区食品ロス削減推進計画
- ・ 令和4年度北区一般廃棄物処理実施計画

○東京都北区資源循環推進審議会事務局  
東京都北区生活環境部リサイクル清掃課  
担当：大村、吉田、小林  
所在地：東京都北区王子1-12-4  
TIC王子ビル2階  
電話番号：03-3908-8538  
メールアドレス：r-seiso-ka@city.kita.lg.jp

(写)

資料 1

4北環り第1154号

令和4年5月12日

東京都北区資源循環推進審議会 殿

東京都北区長 花川與惣太

一般廃棄物の減量と適正な処理について（諮問）

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条の規定に基づき標記の件について、下記のとおり諮問します。

記

持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について

(令和4年5月12日現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	やまや しゅうさく 山谷 修作	東洋大学名誉教授
	かとうの たけし 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ じゅんや 松波 淳也	法政大学経済学部教授
区議会議員	あおき ひろこ 青木 博子	北区議会議員
	まつざわ よしはる 松沢 よしはる	北区議会議員
	せいの けいこ せいの 恵子	北区議会議員
	さとう ありつね 佐藤 ありつね	北区議会議員
区民	つかもと しんや 塚本 進也	公募区民
	こが ゆきこ 古賀 由希子	公募区民
	おおぬき しんいち 大貫 新一	北区町会自治会連合会
	こざき えつこ 小笹 悦子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	おかもと ゆりこ 岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会
	まつもと はるみつ 松本 晴光	北区清掃協力会
	やました はるえ 山下 陽枝	北区消費者団体連絡会
事業者	なりかわ ともひで 成川 友英	北区商店街連合会
	わにぶち ゆうじろう 鰐淵 雄二郎	リサイクラー事業協同組合
	たむら すみお 田村 純郎	東京商工会議所 北支部
	さいとう まさみ 齊藤 正美	(社)北区産業連合会
区職員	なかじま みのる 中嶋 稔	北区政策経営部長

## 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(東京都北区資源循環推進審議会の設置)

第七条 一般廃棄物の減量と適正な処理に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮らなければならない。

3 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。

二 一般廃棄物の減量等に関すること。

三 その他重要事項に関すること。

4 審議会は、一般廃棄物の減量と適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、二十人以内の委員で組織する。

6 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、廃棄物の処理及び再利用について高い識見を有する者、区議会議員、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

# 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

## 第二章 東京都北区資源循環推進審議会

(構成)

**第三条** 条例第七条第五項に規定する東京都北区資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次によるものとする。

- 一 学識経験者 三人以内
- 二 区議会議員 四人以内
- 三 区民 八人以内
- 四 事業者 四人以内
- 五 区職員 一人以内

(会長及び副会長)

**第四条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第五条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(小委員会)

**第六条の二** 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、審議会が調査審議する事項のうち、会長が指定した事項について検討する。
- 3 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。
- 4 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 5 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の会務を総理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の委員以外の者を小委員会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

(庶務)

**第七条** 審議会の庶務は、生活環境部リサイクル清掃課において処理する。

令和4年5月12日  
第1回北区資源循環推進審議会

東京都北区資源循環推進審議会  
ご発言・議事録の取り扱いについて(案)

- 1 審議会終了後15日程度で、議事録原案（発言者名記載）を全委員に送付します。
- 2 原案について、修正等が必要であれば、送付後一週間以内に事務局までお知らせください。
- 3 会長が最終確認し、議事録とします。
- 4 議事録は、発言者名を伏せるものとします。
- 5 議事録は、リサイクル清掃課に備え置くとともに、区ホームページに公開いたします。

その他

- ・会議後、ご意見ご質問等がある場合は、議事録原案確認期限（原案送付時に提示します）までに事務局までお知らせください。事務局でコメント等を付し、次回会議までに全委員に送付します。
- ・原則として、会議資料は事前送付します。

《参考》

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則 【抜粋】

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 会議は公開を原則とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

令和4年5月12日  
第1回資源循環推進審議会

東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について（案）

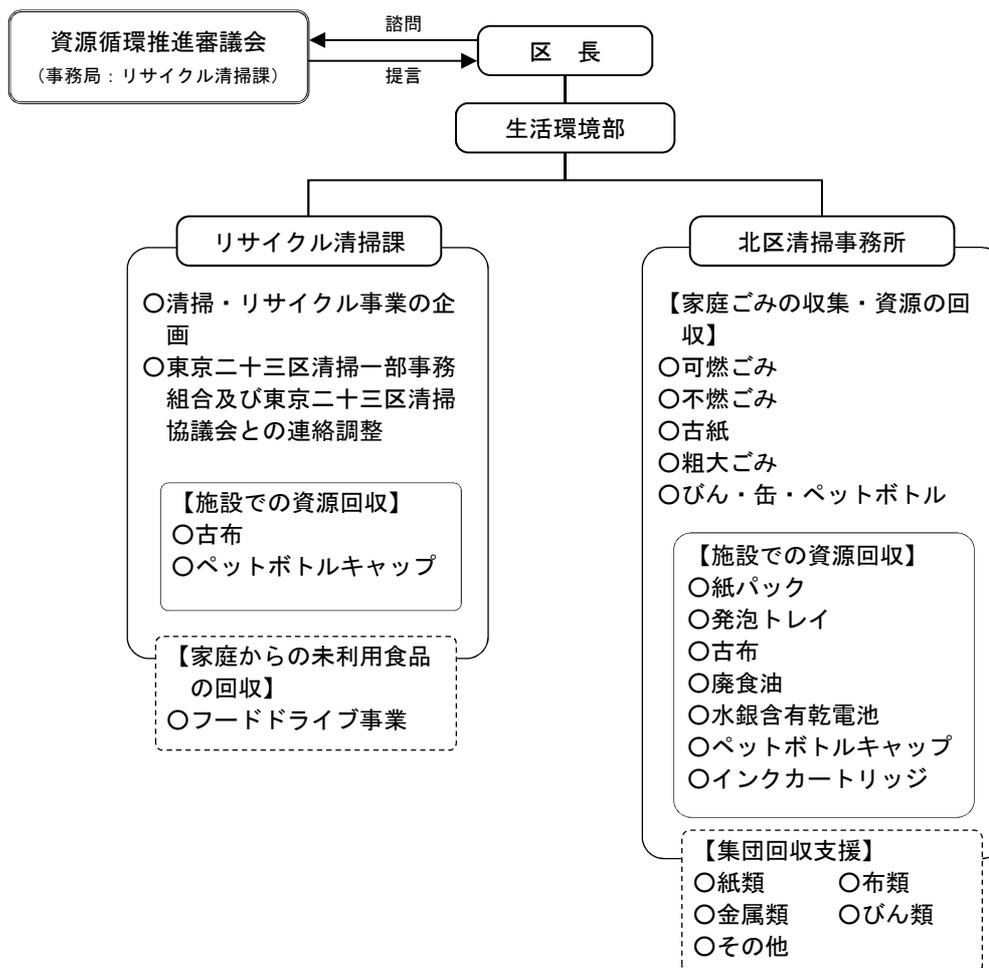
	開催時期（予定）	主 な 内 容
第1回	令和4年 5月12日	委嘱 → 諮問 → 審議会運営 北区の清掃リサイクル進捗状況 説明 排出原単位調査、区民アンケート 実施説明
第2回	令和4年 9月13日 または 9月22日	食ロス削減推進計画、災害廃棄物処理計画 説明 排出原単位調査① 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について① （一廃計画(1)～(6)の進捗状況説明 → 質疑）
第3回	令和5年 1月下旬～2月上旬	区民アンケート結果 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について② （一廃計画(7)～(11)の進捗状況説明 → 質疑）
第4回	令和5年 5月下旬～6月上旬	今後のごみ減量の推進について③ （一廃計画(12)の進捗状況説明 → 質疑） （災害廃棄物処理計画の説明 → 質疑）
第5回	令和5年 8月下旬～9月上旬	排出原単位調査② 速報値報告 今後のごみ減量の推進について④
第6回	令和5年 11月上旬～中旬	答申案の検討  （→ パブコメ実施）
第7回	令和6年 3月上旬～下旬	パブコメ結果報告 →  最終答申

# 北区のリサイクル清掃事業について

## 1. 廃棄物に関する諸計画



## 2. 北区清掃・リサイクル事業体制及びごみの収集・資源の回収に係る事業所管



### 3. ごみ処理事業の概要

(1) ごみの処理フロー (令和4年4月1日時点)

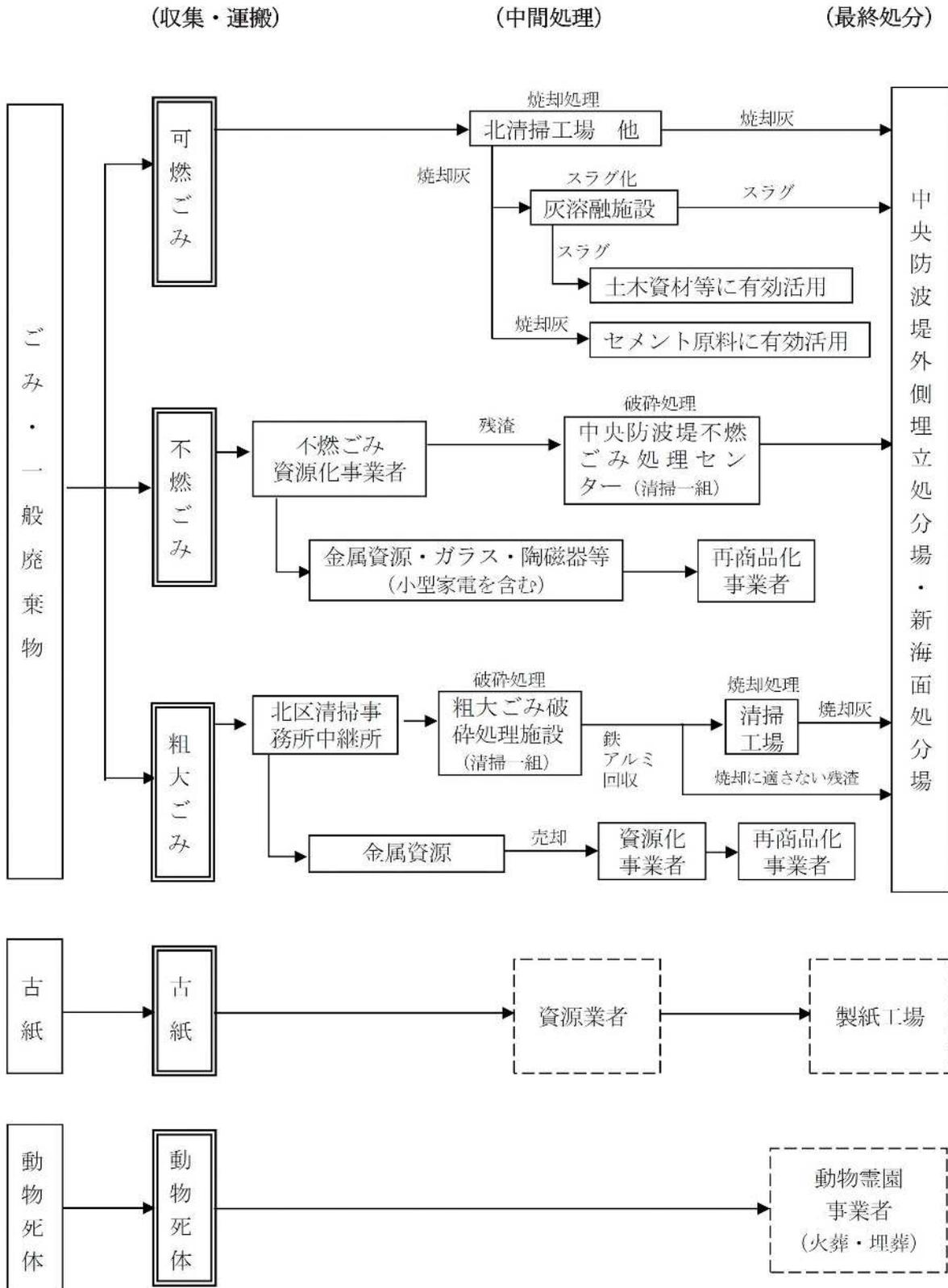
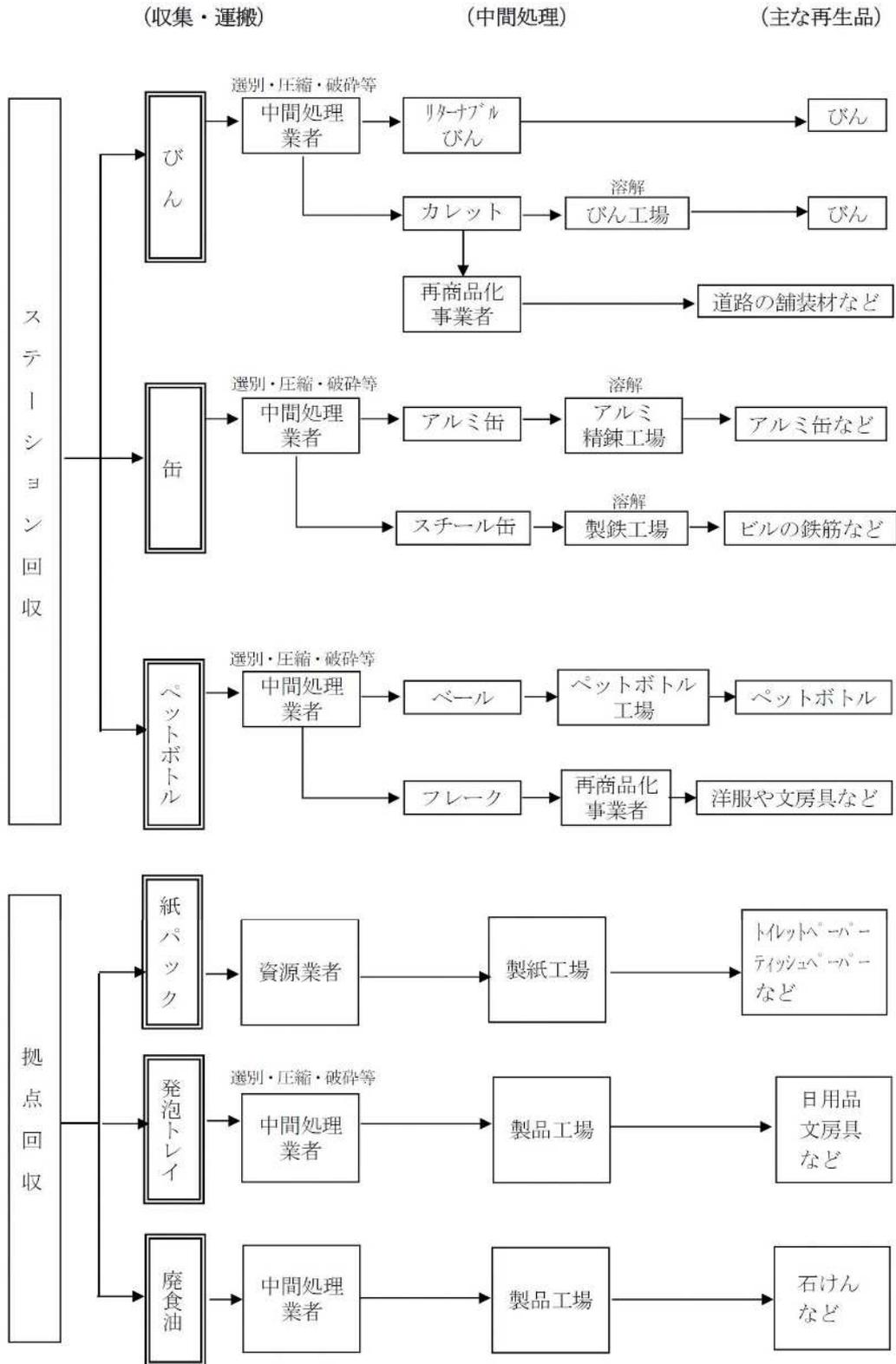


図 1 ごみの処理フロー

(2) 資源物の処理フロー (令和4年4月1日時点)



※ペットボトルキャップ、インクカートリッジ、充電式電池、ボタン電池はメーカーや社団法人等により回収され、リサイクルされている。

※乾電池 (水銀入り) は、中間処理業者において水銀を回収し、金属等がリサイクルされている。

図 2 資源物の処理フロー

## (3) 北区の分別区分

(令和4年4月現在)

表1 分別区分の一覧

分別項目	具体的品目	排出場所	排出方法	収集頻度	
可燃ごみ	生ごみ、衣類、少量の枝葉（50cm以下）、資源にできない紙、皮製品、ゴム・ビニール製品、発泡スチロール、プラスチック類、ビデオテープ・CD・MDなど、ラップ・レジ袋、竹串（紙に包む）、食用油（固めたもの）	集積所または決められた場所 （集積所 約8,000か所） （各戸 約23,100か所）	容器または中身の見える丈夫な袋 （事業系は有料）	2回/週	
不燃ごみ	○金属ごみ 小型家電、金属類 ○その他不燃ごみ 蛍光灯・電球、はさみ・包丁、薬・油・塗料の空き缶、アルミホイール、傘の骨部分、ガラス・陶磁器・割れた瓶、薬・油・化粧品等の空き瓶、ライター・スプレー缶・カセットボンベ			2回/月	
粗大ごみ	おおむね一辺が30cm角以上のもの（タンス、いす、ふとん、電子レンジなど）	自宅または決められた場所	申込制（有料）	6回/週	
資源	古紙類	新聞、折込チラシ 雑誌、書籍、雑がみ 段ボール	集積所または決められた場所 （集積所 約8,000か所） （各戸 約23,100か所）	ひもでしばる （事業系は有料）	1回/週
	びん	食品や飲料用のびん	ステーション （設置数 約5,800か所）	黄色コンテナ	
	缶	食品や飲料用の缶	ステーション （設置数 約5,800か所）	青色コンテナ	
	ペットボトル	キャップとラベルをはがした ペットボトル	ステーション （設置数 約5,800か所）	青または緑色の 回収ネット	
	紙パック	牛乳パック	公共機関など （37か所）	洗浄後、開いて、 サンクルポスト に入れる	随時
	トレイ	食品用発泡トレイ	公共機関など （31か所）	洗浄後、サンクル ポストに入れる	随時
	乾電池	水銀入り乾電池	北区清掃事務所・滝野川清掃庁舎（2か所）	職員等に手渡し	随時
	廃食用油	家庭から出る廃食用油（未開封も含む）	エコー広場3館（赤羽除く）・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）、赤羽区民事務所（7か所）	職員等に手渡し	随時
その他資源	古布	エコー広場3館（赤羽除く）・北区役所第二庁舎・赤羽会館・赤羽区民事務所・浮間地域振興室・東十条地域振興室・北区清掃事務所（9か所）	専用ボックス	随時	
	ペットボトルキャップ	エコー広場3館（赤羽除く）・赤羽区民事務所・北区役所第二庁舎・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）（8か所）	専用ボックス	随時	
	インクカートリッジ	エコー広場3館（赤羽除く）・赤羽区民事務所・北区役所第一庁舎・清掃関連施設（浮間・王子・滝野川）（8か所）	専用ボックス	随時	
	充電式電池	リサイクル協力店（区内17か所）	回収ボックス （黄）	随時	
	ボタン電池	リサイクル協力店（区内27か所）	専用回収缶	随時	
集団回収	紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙類）・布類・金属類（鉄類・アルミ類・その他金属類）・びん類（生きびん・カレット類）・その他	各団体が回収場所、方法や回収頻度を決めて民間事業者へ引き渡す。区は実績に応じて@6円/kgを報奨金として支給している。			

#### (4) ごみ排出量、資源化量の実績

##### ①ごみ総排出量の推移

近年のごみ総排出量はほぼ横ばい傾向となっており、可燃ごみが全体の6割を占めている。ごみ総排出量としては、令和元年度に一時増加したが、令和2年度には平成28年度の水準まで減少した。令和2年度は、可燃ごみ、資源が増加し、持込ごみ、集団回収量は減少している。

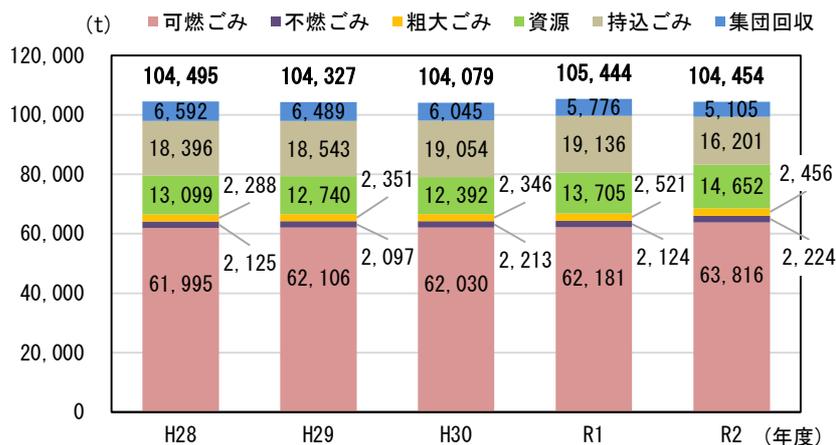


図3 ごみ総排出量の推移

##### ②資源化量（リサイクル率）の推移

近年の資源化量は平成30年度までは減少しているが、令和元年度から不燃ごみの資源化を開始したことにより、増加傾向となっている。

リサイクル率は、平成30年度に17.9%となっていたが、令和2年度には19.4%と近年では最も高くなっている。

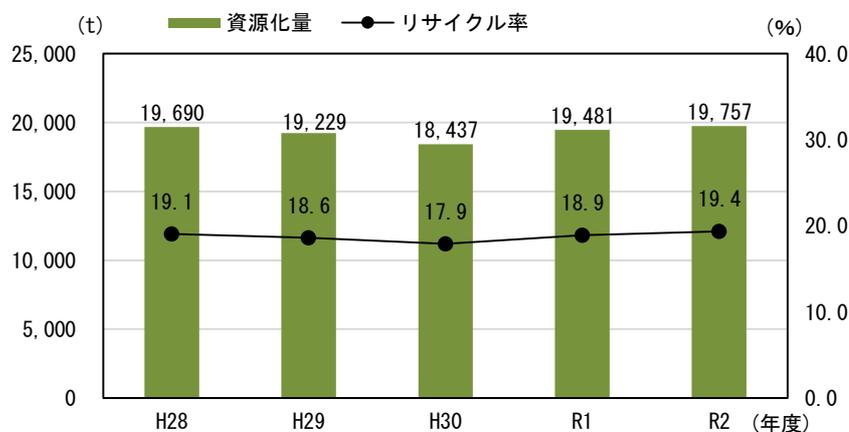


図4 資源化量とリサイクル率の推移

(5) 品目別回収量の実績

①可燃ごみ量

近年は横ばい傾向となっていたが、令和2年度は前年度から約1,600t増加した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加等が影響していると考えられる。

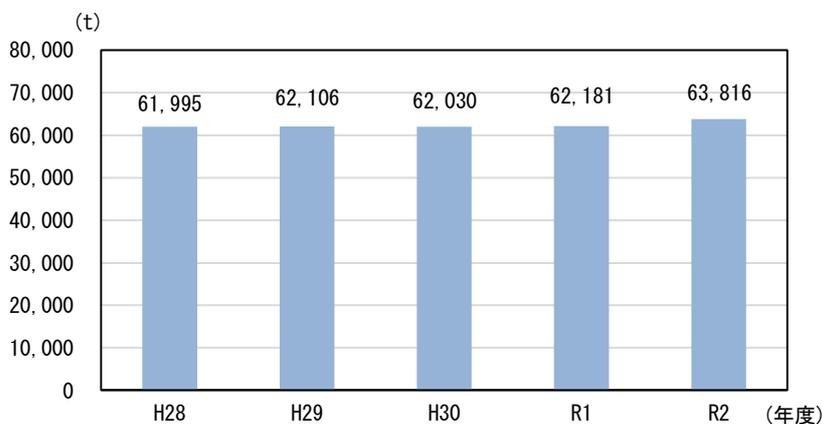


図5 可燃ごみ量の推移

②不燃ごみ量

不燃ごみの収集量の推移を見ると、平成30年度までは増加傾向が見られたが、令和元年度は微減、令和2年度は再び増加している。

令和元年度から、不燃ごみに含まれていた金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始したため、資源化量の割合が大きくなっており、資源化率（＝資源化量／（不燃ごみ量＋資源化量）×100）は90%を超えている。

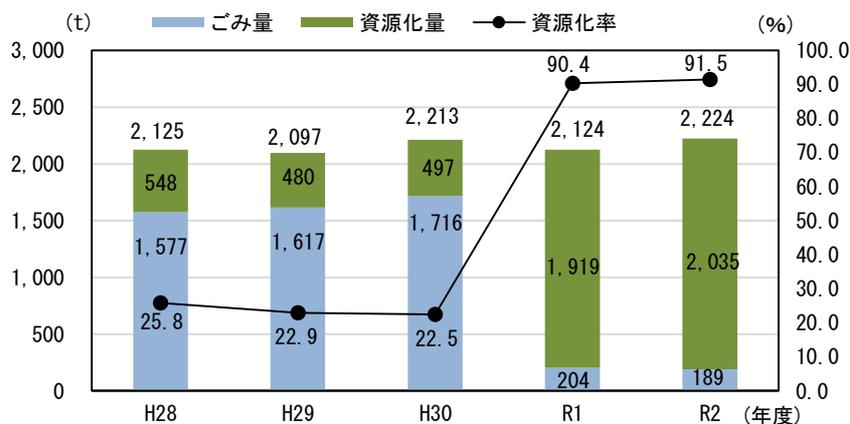


図6 不燃ごみ量と資源化量の推移

### ③粗大ごみ量

粗大ごみの収集量の推移を見ると近年増加傾向にあり、令和元年度に約 300 t 増加し、令和 2 年度もほぼ同程度の排出量となっている。一方、粗大ごみから資源化された量は減少しているため資源化率（＝資源化量／（粗大ごみ量＋資源化量）×100）も低下傾向にあり、令和 2 年度の資源化率は 18.5%となっている。

平成 29 年 10 月 1 日から粗大ごみの処理手数料を改定し、品目により 100～300 円程度の増額となっている。

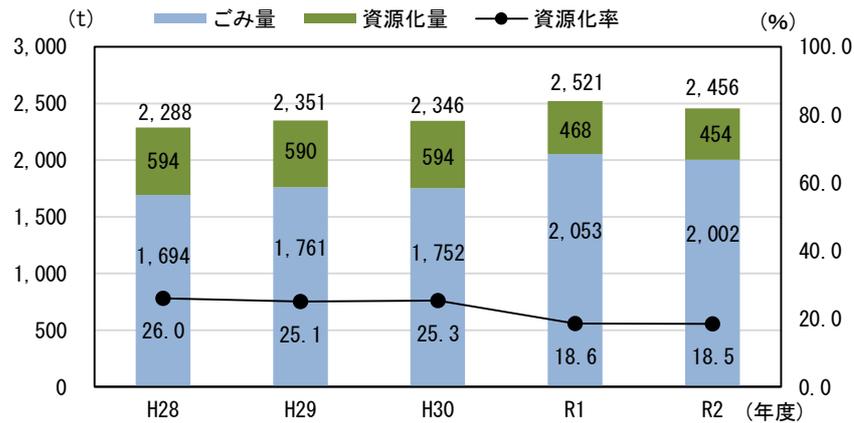


図 7 粗大ごみ量と資源化量の推移

### ④古紙回収量

行政が行う古紙回収で回収対象となる古紙は、新聞、折込チラシ、雑誌、書籍、雑がみ、段ボールである。

令和元年度までは減少傾向であったが令和 2 年度は増加している。

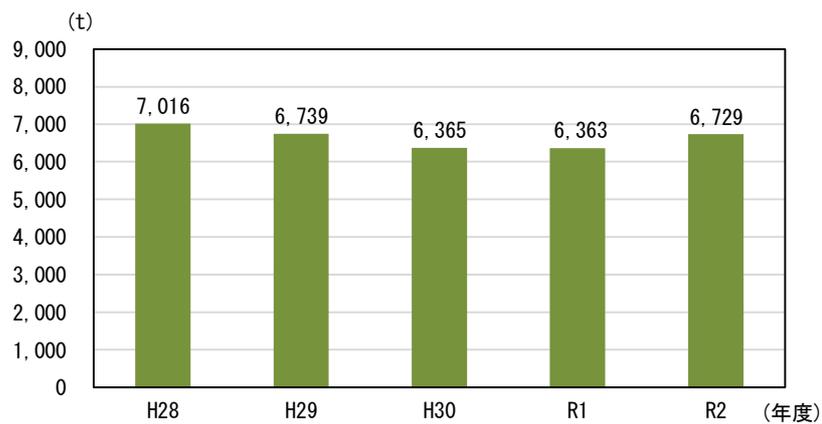


図 8 古紙回収量の推移

### ⑤びん回収量（ステーション回収）

ステーションでのびんの回収量は、近年減少傾向にあったものの、令和2年度はやや増加している。

なお、回収用のコンテナは区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

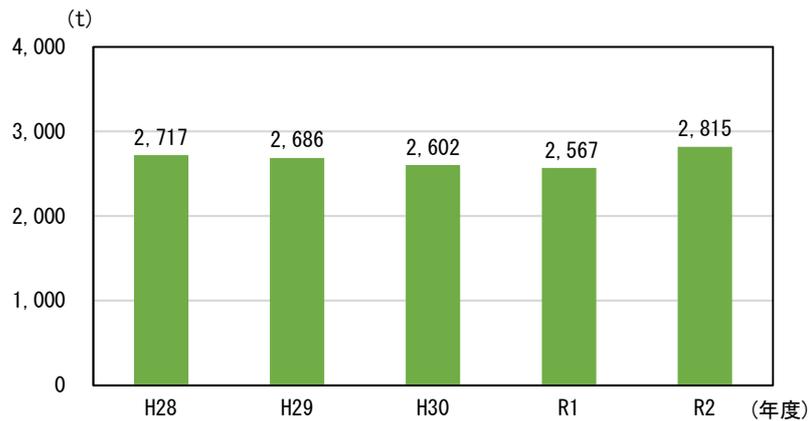


図 9 びん回収量の推移

### ⑥缶回収量（ステーション回収）

ステーションでの回収対象であるアルミ缶、スチール缶ともに令和元年度までは横ばい傾向だったが、令和2年度は増加している。

なお、缶もびんと同様に、回収用のコンテナは区民に管理してもらい、資源の売却代金は業者から直接、各連合町会単位で還元している。

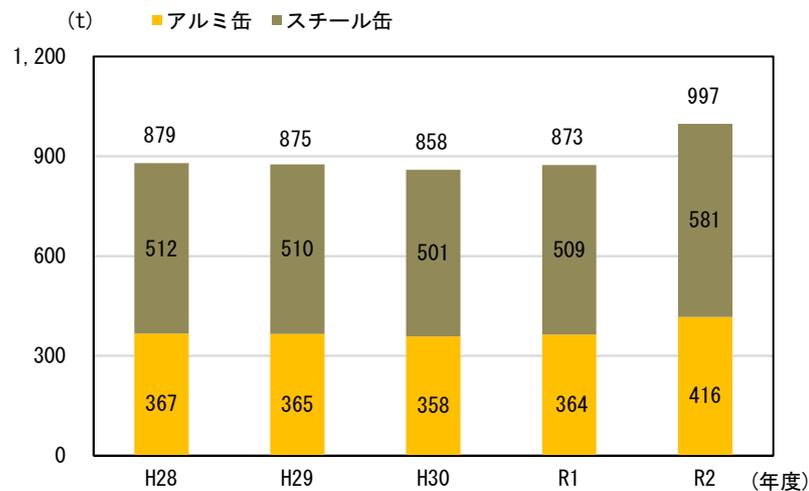


図 10 缶回収量の推移

### ⑦ペットボトル回収量（ステーション回収）

ペットボトル（ステーション回収）の回収量は近年増加傾向が続いており、令和2年度には約1,500tとなっている。

北区では、平成27年2月に行政が実施していた店頭回収を終了し、全域でのステーション回収を行っている。

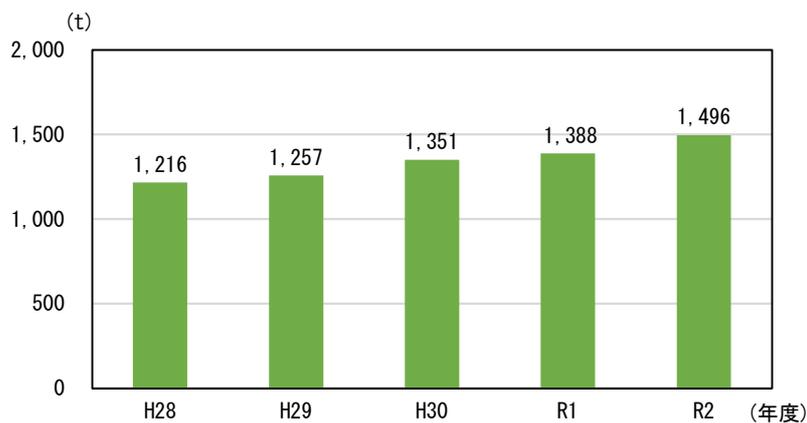


図 11 ペットボトル回収量の推移

### ⑧紙パック回収量（拠点回収）

紙パックの拠点回収量は、近年減少傾向が続いており、令和2年度には14.6tとなっている。

ステーション回収はしておらず、区内施設など37か所で回収を実施している。

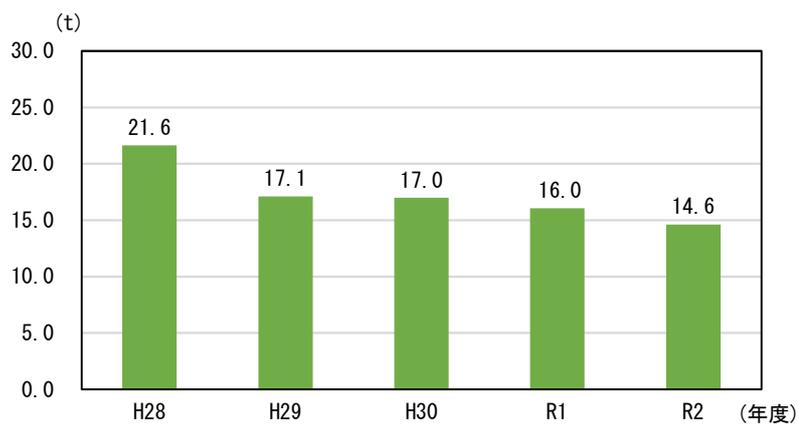


図 12 紙パック回収量の推移

### ⑨発泡トレイ回収量（拠点回収）

発泡トレイの拠点回収量は、近年増加傾向にあり、令和2年度には2.9tとなっている。ステーション回収はしておらず、区内施設など31か所で回収を実施している。

回収対象としては、色つきのトレイも含まれるが、カップ麺や納豆の容器などトレイの形状をしていないものは含まれない。

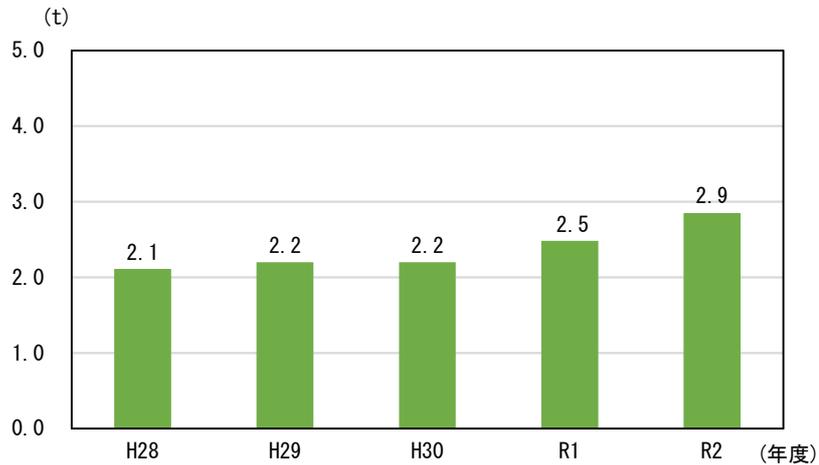


図 13 発泡トレイ回収量の推移

### ⑩廃食油回収量（拠点回収）

廃食油の拠点回収量は、近年横ばい傾向にあり、令和2年度には2.9tと前年度よりやや増加している。

家庭から排出される使用済みの食用油のほか、賞味期限切れなど未開封のものも回収している。また、安全面を考慮し、区内施設など7か所で手渡しによる回収を行っている。

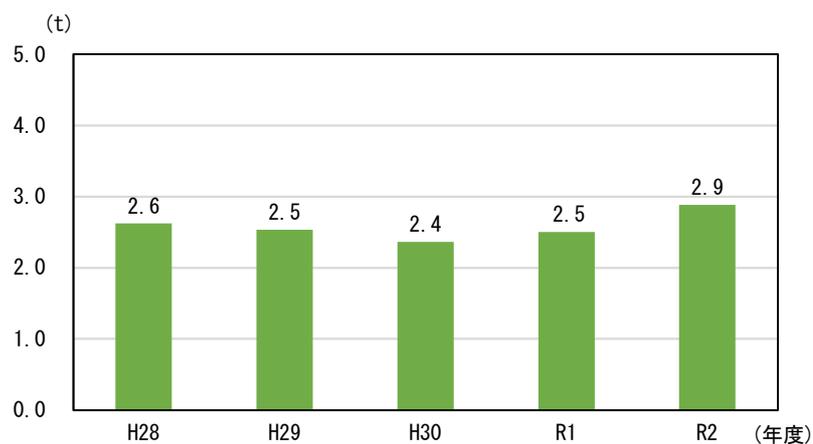


図 14 廃食油回収量の推移

### ⑪古布回収量（拠点回収）

古布の拠点回収量は、平成 29 年度に減少したが、その後は増加傾向となっている。  
区内施設など 9 か所で回収を実施している。

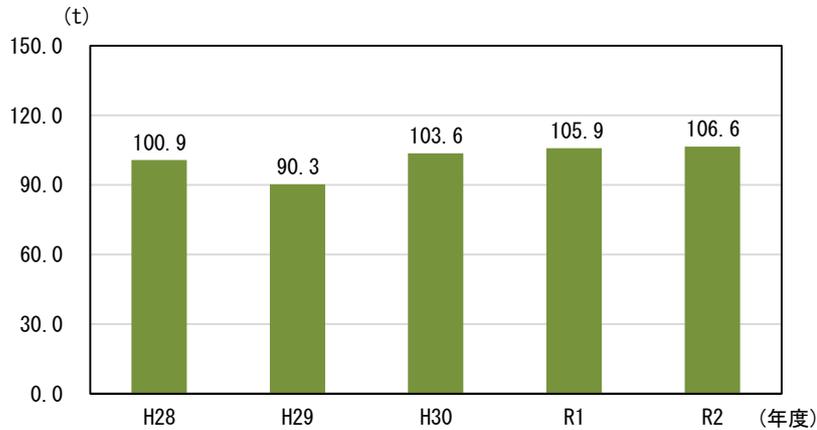


図 15 古布回収量の推移

### (5) 集団回収量の実績

集団回収量は、近年は減少傾向が続いており、令和 2 年度は 5,105 t となっている。ほとんどが紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙類）が占めており、集団回収量の減少は紙類の減少の影響が大きい。布類・金属類（鉄類・アルミ類・その他金属類）は少ないものの、横ばい傾向にあり、びん類は平成 29 年度以降、実績がない。

集団回収については、各団体（10 世帯以上）が回収場所や回収頻度等を決め、直接民間業者に引き渡しており、区は実績に応じて 1 kg あたり 6 円を報奨金として支給している。

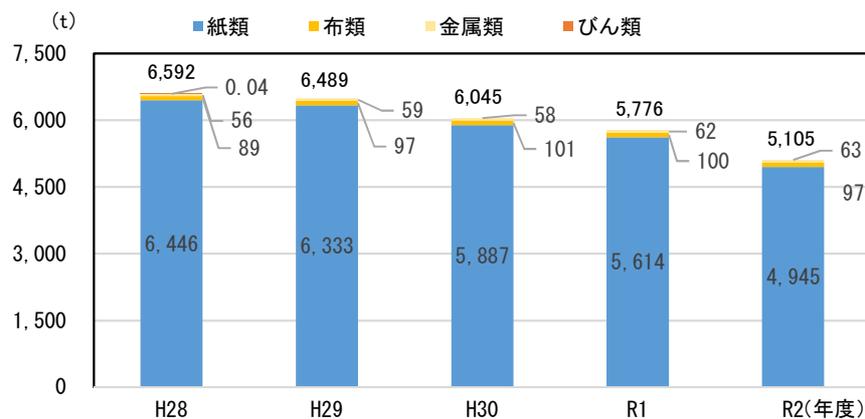


図 16 集団回収量の推移

#### 4. 廃棄物量の推移と比較

経年変化を見ると、平成 30 年度から令和 2 年度にかけては、多くの区で減少傾向となっており、平均では 7% の減少であった。大きく減少したのは千代田区、中央区、港区、新宿区などで、特に持込ごみ量が減少しており、新型コロナウイルス感染症による事業系ごみの減少の影響が大きいと考えられる。

表 2 区別ごみ量の推移

	H30			R1			R2			2年間の 総減量割合
	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	ごみ量	前年比	減量割合	
千代田区	84,431	△ 1,408	-1.6%	85,513	1,082	1.3%	59,840	△ 25,673	-30.0%	-29.1%
中央区	107,581	△ 3,782	-3.4%	101,808	△ 5,772	-5.4%	77,438	△ 24,370	-23.9%	-28.0%
港区	158,218	△ 2	0.0%	156,868	△ 1,350	-0.9%	117,075	△ 39,793	-25.4%	-26.0%
新宿区	153,564	△ 616	-0.4%	151,952	△ 1,612	-1.0%	124,100	△ 27,852	-18.3%	-19.2%
文京区	66,253	446	0.7%	65,982	△ 270	-0.4%	59,978	△ 6,004	-9.1%	-9.5%
台東区	79,200	△ 13	0.0%	78,397	△ 804	-1.0%	65,960	△ 12,437	-15.9%	-16.7%
墨田区	77,498	△ 282	-0.4%	76,989	△ 509	-0.7%	73,421	△ 3,568	-4.6%	-5.3%
江東区	139,944	3,040	2.2%	145,030	5,086	3.6%	136,835	△ 8,195	-5.7%	-2.2%
品川区	109,911	1,063	1.0%	110,838	927	0.8%	105,170	△ 5,668	-5.1%	-4.3%
目黒区	74,300	729	1.0%	75,100	800	1.1%	73,013	△ 2,088	-2.8%	-1.7%
大田区	197,283	△ 363	-0.2%	201,971	4,688	2.4%	194,019	△ 7,952	-3.9%	-1.7%
世田谷区	217,460	391	0.2%	221,253	3,793	1.7%	221,362	109	0.0%	1.8%
渋谷区	118,667	△ 2,123	-1.8%	119,470	803	0.7%	97,405	△ 22,065	-18.5%	-17.9%
中野区	72,728	△ 1,078	-1.5%	71,449	△ 1,278	-1.8%	70,639	△ 811	-1.1%	-2.9%
杉並区	122,821	820	0.7%	123,882	1,061	0.9%	123,083	△ 799	-0.6%	0.2%
豊島区	95,629	△ 4,843	-4.8%	94,926	△ 703	-0.7%	83,875	△ 11,051	-11.6%	-12.3%
北区	84,551	524	0.6%	83,583	△ 968	-1.1%	82,212	△ 1,371	-1.6%	-2.8%
荒川区	52,698	△ 1,400	-2.6%	52,131	△ 566	-1.1%	51,461	△ 671	-1.3%	-2.3%
板橋区	136,052	556	0.4%	136,164	112	0.1%	134,710	△ 1,454	-1.1%	-1.0%
練馬区	155,326	△ 2,208	-1.4%	159,403	4,076	2.6%	159,915	512	0.3%	3.0%
足立区	172,903	△ 229	-0.1%	173,817	914	0.5%	172,471	△ 1,346	-0.8%	-0.3%
葛飾区	107,640	△ 689	-0.6%	108,435	795	0.7%	108,696	261	0.2%	1.0%
江戸川区	167,218	213	0.1%	168,887	1,669	1.0%	166,041	△ 2,846	-1.7%	-0.7%
23区合計	2,751,874	△ 11,256	-0.4%	2,763,848	11,974	0.4%	2,558,719	△ 205,129	-7.4%	-7.0%

(注) 各年度のごみ量は、区収集量と事業系持込量の合計。区収集量は「清掃事業年報（平成 29～令和 2 年度）」（東京二十三区清掃一部事務組合）、事業系持込量は廃棄物管理システムのデータをもとに作成。

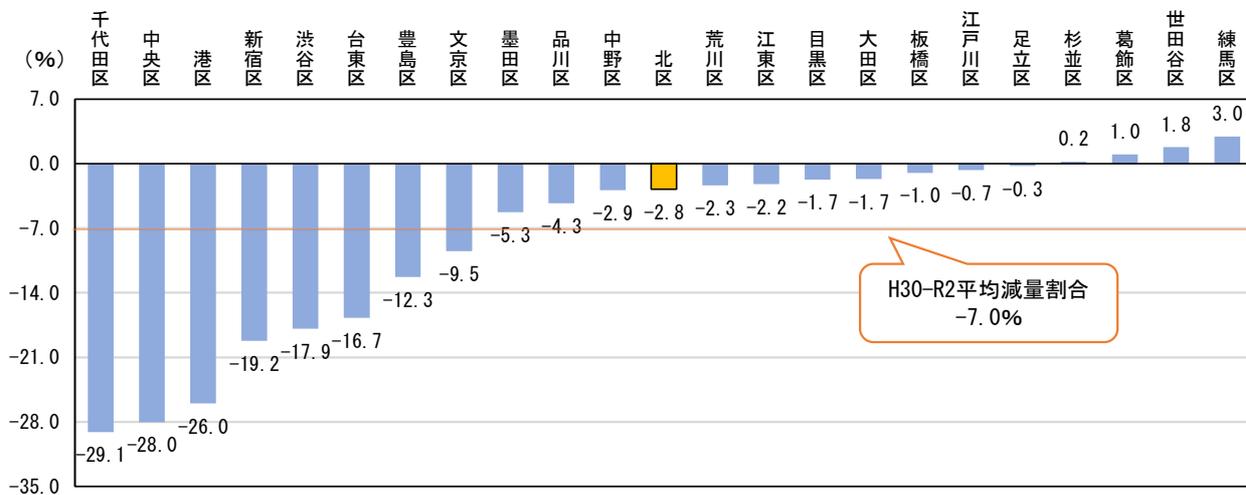


図 17 区別ごみ量と減量割合

## 5. 現行計画の目標値と進捗状況

### (1) 区民1人1日あたりのごみ総排出量

経年変化を見ると減少傾向にあるものの、各年の目標値に対しては、令和元年度において11g、令和2年度では16g達していない。

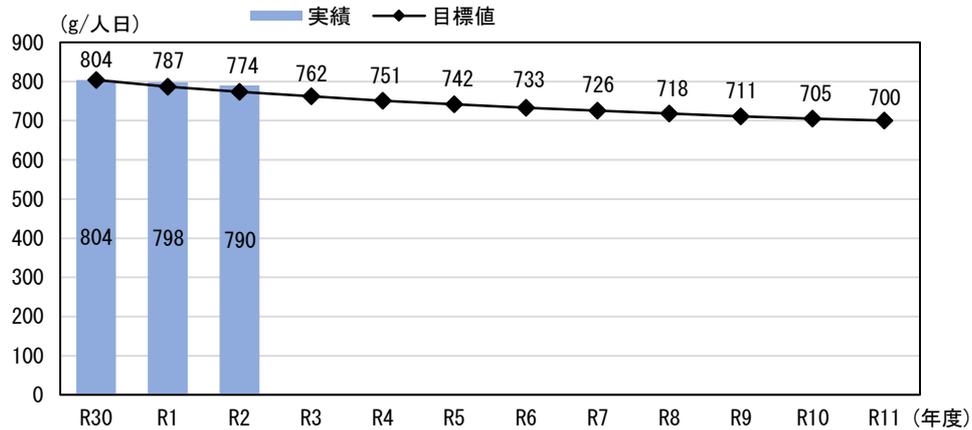


図 18 目標値と実績の推移

### (2) 区民1人1日あたりのごみ排出量

経年変化を見ると、総ごみ排出量と同様に減少傾向にあるものの、各年の目標値に対しては、令和元年度において8g、令和2年度では9g達していない。

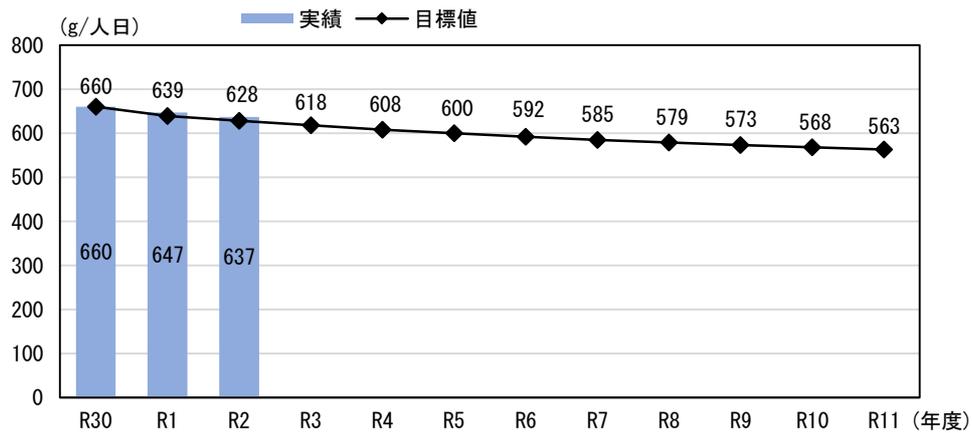


図 19 目標値と実績の推移

## 6. ごみ処理費用

### (1) ごみ処理費用

経年変化を見ると、北区、特別区平均ともに増加傾向にあり、令和元年度は、平成 28 年度に比べて北区は 4.0%増、特別区平均は 2.4%増となっている。要因として、令和元年度より不燃ごみの民間事業者による資源化を開始したことが大きいと考えられる。

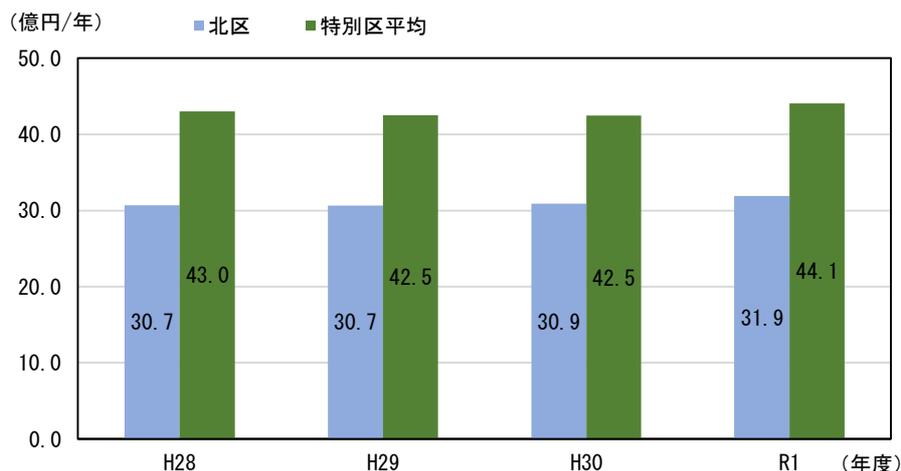


図 20 年間ごみ処理費用の推移

### (2) 区民 1 人あたりのごみ処理費用

区民 1 人あたりのごみ処理費用は、北区、特別区平均ともに 100~300 円程度の増減で推移しており、ほぼ横ばい傾向となっている。令和元年度は、平成 28 年度に比べて北区は 100 円増、特別区 (平均) は同額となっている。

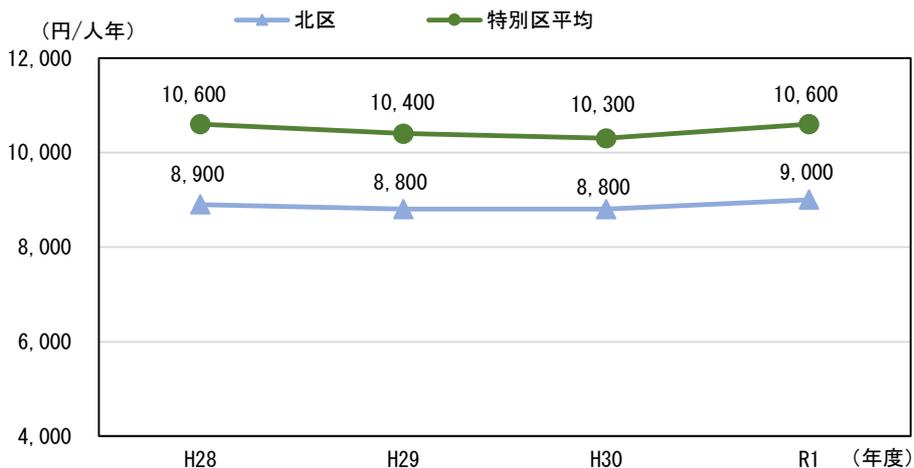


図 21 区民 1 人あたりのごみ処理費用の推移

## 7. 北区ゼロカーボンシティ宣言

地球温暖化は、人間の活動による二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの大量排出が主な原因であると言われており、世界各国で温室効果ガスの排出削減に向けた取組みがされている。

北区においても、「北区環境基本計画 2015」、「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」等に基づき、区民・事業者等とともに、地球温暖化対策に取り組んできた。

しかしながら、地球温暖化の進行による豪雨やハリケーン、熱波による森林火災や干ばつなど、これまでにない気象災害が近年世界中で発生しており、我が国においても、集中豪雨や台風の大規模化による洪水や土砂災害の被害、猛暑による熱中症患者の増加など、「気候危機」と言うべき深刻な状況に直面している。

これからは、より一層、誰もが気候危機の現状を「我が事」として受け止め、それぞれが地球温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こす必要がある。

そこで、北区では、強い危機感・決意のもと「脱炭素社会」という大きな目標を掲げ、一体となって力強く地球温暖化対策を推進するため、令和3年6月、区民・事業者等と目指すべき未来を共有する「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

### 北区ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成17年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。

しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これから生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和3年6月24日

東京都北区

## 8. 近年に実施した具体的な事業

### (1) みんなのメダルプロジェクト（平成 29～30 年度実施）

東京 2020 大会で使用するメダルを使用済み携帯電話等の小型家電等から製作する、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京 2020 組織委員会）が実施した。

北区においても、平成 29 年 6 月より、リサイクル・清掃施設やスポーツ関連施設を回収拠点として同メダルプロジェクトに参加した。

2 年度に渡る事業を通じ、733kgの小型家電を回収した。なお、1 年目の 10 月より、品目数を 2 品目から 12 品目に増やした。

#### 回収品目（いずれも 30cm 以内に限る）

携帯電話、スマートフォン、カメラ、小型ビデオカメラ、携帯ゲーム機、リモコン、小型ラジオ、携帯音楽プレーヤー、ポータブルカーナビ、電卓、電子辞書・手帳、ACアダプター

#### 回収施設

各エコ広場館、リサイクル清掃課、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所、東京オリンピック・パラリンピック担当課、各区立体育館

### (2) フードドライブ事業（試行実施 令和 3 年 7 月～）

家庭における食品ロスの削減を図るため、令和 3 年 7 月より、家庭の未利用食品を集めて区内の子ども食堂等へ提供する「フードドライブ」事業を試行開始した。

対象は賞味期限まで 2 カ月以上ある、未開封で常温保存が可能な食品としている。富士見橋エコ広場館と北区清掃事務所の 2 ヶ所を常設受付窓口とし、区内イベント（消費生活フェア、環境展）にリサイクル清掃課として出展した際にも、臨時の受付窓口を設けて未利用食品の回収を行った。

令和 3 年度末までの 9 ヶ月間で、1,258 点、443.7kgの食品を回収し、区内の子ども食堂の希望に応じて、提供した。

令和 4 年度も試行実施を継続し、事業のノウハウを構築する。

#### 対象品

米、レトルト・インスタント食品、菓子類、飲料、缶詰、調味料 等

#### 提供実績

区内子ども食堂 7カ所